

特定非営利活動法人

全国マンション管理組合連合会

定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国マンション管理組合連合会（以下「本会」という。）といい、略称を全管連とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区神田須田町1丁目26-2松浦ビル6階に置く。

第2章 目的及び事業

(理念)

第3条 本会は、分譲マンション（以下「マンション」という。）を良好な都市住宅としていくために、区分所有者で構成する管理組合が自らの責任において住環境の向上、建物の維持管理、良好なコミュニティの形成を図るために、管理組合運営における民主主義の実現とそれを通じた住民自治の発展をめざすものである。

(目的)

第4条 本会は、マンション管理組合を主たる構成員とする団体（「マンション管理組合団体」という。）に対する支援を通じて、マンションに居住またはそれを購入しようとする者、あるいはマンションに関心を持つ市民に対して、必要な情報の提供及び研修活動を行うことによって、市民が良好な住生活を営むことに資することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動

- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 災害救助活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第6条 本会は、第4条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 国及び地方公共団体が行うマンション施策に関する情報提供
- (2) マンションの管理及びコミュニティに関する情報の提供
- (3) マンション問題に関する調査・研究活動
- (4) マンションに関する研修会の開催
- (5) マンションの住環境向上に資する事業
- (6) マンション問題に関する出版・情報事業

第3章 会 員

(種別)

第7条 本会の会員は本会の目的に賛同して入会した団体及び個人を正会員とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

2 前項のほか賛助会員をおくことができる。

(入会)

第8条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 区分所有者の利益を実現することを目的とする活動を行う非営利団体及び個人で、団体にあってはマンション管理組合団体であることを条件とする。
- (2) 本定款第9条に定められた正会員の会費を支払う事ができるもの。

2 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書に、必要事項を記入し会長に提出するものとする。この場合、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は前項の入会申込書を提出した者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって当該団体及び個人に通知しなければならない。

4 前条2項の賛助会員は、別に定める条件をそなえなければならない。

(会費)

第9条 本会の会費は別に定める。

(資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 正会員もしくは賛助会員である団体が解散したとき及び正会員である個人が死亡したとき
- (3) 1年以上会費を滞納したとき
- (4) 本会から除名されたとき

(退会)

第11条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(資格停止)

第12条 本会は会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において当該会員を除く正会員総数の4分の3以上の多数決により、当該会員に対して一定期間に限って会員資格を停止することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) 本会の理念・目的に反する行為をしたとき
- (3) 本会の社会的信用を著しく損なう行為があったとき

2 前項の決議により資格停止に至った会員が、その原因となった要件について、十分な改善または是正の取組みが実行され、その結果、会員であることが適当であると認められるに至ったときは、総会において当該会員を除く正会員総数の4分の3以上の多数決によりその会員の資格停止を解くことができる。

3 前1項により資格停止となった会員に対する措置については別に定める。

(除名)

第13条 前条の資格停止に至った会員が、資格停止の原因となった要件について、その後も改善の形跡がみとめられず是正の取組みも行われていないまたは、そのような結果も得られていないと認められ、本会の数度にわたる勧告にもかかわらず、指摘要件の改善が認められないときは、本会は総会において当該会員を除く正会員総数の4分の3以上の多数決により、その会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第14条 既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第15条 本会に次の役員を置く。

(1) 理 事 5～10名

(2) 監 事 1～2名

2 理事の役職及び人数は次のとおりとする。

会 長 1名

副 会 長 3名以内

事務局長 1名

事務局次長 1名（置くことができる）

(選任等)

第16条 理事及び監事は、総会において、正会員の中から選任する。なお、団体正会員の関係者が役員となる場合はその任にあたることを当該団体の職務命令として推薦を受けた者を選任することとする。

2 会長、副会長、事務局長及び事務局次長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事または本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第17条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。また、会長以外の理事は、本会の業務について、本会を代表しない。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 事務局長は、業務全般を総括し、総会及び理事会の議決や方針に沿って、効率的に結果を出せるよう日常業務を差配する。

4 理事は理事会を構成し、この定款及び総会の議決に基づき本会の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること

(2) 本会の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告

すること

(4) 前号の報告をするために必要ある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産状況について、理事に意見を述べ、もしくは、理事会の招集を請求すること

(任期等)

第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4 役員は、辞任又はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職を行う。

(欠員補充)

第19条 理事の定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

2 監事が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会をあたえなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき

(報酬等)

第21条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

(事務局)

第22条 本会は、業務を遂行するために事務局をおくことができるものとする。

2 事務局長は、業務を円滑に推進するために、理事会の承認を得て、事務局長補佐を指名することができるものとし、その者はその任にあたることを所属会員団体の職務命令として受けることとする。

3 事務局には必要に応じて職員を置くことができる。

4 職員の任免は、総会の承認を得て会長が行う。

第5章 総 会

(種別)

第23条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(議決事項)

第25条 総会は次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任または解任
- (7) 会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 会員の資格停止
- (10) 役員の報酬
- (11) 借入金
- (12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第26条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集を請求したとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 本定款第17条第5項第4号の規定に従い監事から招集があったとき

(招集)

第27条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から2

1日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも会議日の14日前までに通知しなければならない。

(議長及び議事録作成者等)

第28条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

- 2 議事録作成者1名及び議事録署名人2名は議長が指名し、出席者の過半数の同意を得て選任される。

(定足数)

第29条 総会は、正会員総数の半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 総会における議決事項は、本定款第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、十分な審議を尽くしたうえで、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の多数をもって決する。

(議決権等)

第31条 総会における各正会員の議決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、または他の正会員を代理人として議決を委任することができる。
- 3 前項の規定により議決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数と出席した正会員数(議決権行使書を提出した者又は代理人に議決権の行使を委任した者の数を付記する)
- (3) 議長の選任に関する事項
- (4) 審議事項

(5) 議事に関する主な質疑応答

(6) 議事に関する主な意見

(7) 議決の結果

2 議事録は、議事録作成者が作成し、議長及び議事録署名人が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会及び専門委員会

(理事会の構成)

第33条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会が議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的の事項を記載した書面をもって請求があったとき

(3) 本定款第17条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

2 理事会は、必要に応じて書面による開催も可能とし、運用については別に定める。

(理事会の招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は前条第2号の規定による招集があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長が務める。

(理事会の定足数)

第38条 理事会は、理事総数の3分の2以上の者が出席しなければ、開会することはでき

ない。ただし、あらかじめ通知された事項について書面による意思表示をした者は、出席した者とみなす。

(理事会の議決)

第39条 理事会の議決事項は、第36条第3項のあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決する。

(理事会の表決権等)

第40条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び第38条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別な利害関係有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 出席者名

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録には議長が署名しなければならない。

(専門委員会)

第42条 本会は会務の円滑な運営と適正な事業の執行を図るため、本定款第25条第1号から第12号に定める事項につき、専門的見地に基づく具体策の検討を行うための専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会は、前項の検討結果を少数意見を含めて理事会に報告する。

3 専門委員会には、必ず委員長を置かなければならない。

(専門委員会の開催)

第43条 専門委員会は、当該専門委員会の委員長が必要と認めたときに開催する。

(専門委員会決議)

第44条 専門委員会の議事の議決方法については、専門委員会ごとに決定する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第45条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第46条 本会の資産は、特定非営利活動に係る資産のみとする。

(資産の管理)

第47条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第48条 本会の会計は、法第27条に基づき次の原則にしたがって行うものとする。

- (1) 収益費用は予算に基づいて行うこと
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って行うこと
- (3) 財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、会計簿に基づいて収益費用及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする。
- (4) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと

(会計の区分)

第49条 本会の会計は、特定非営利活動に係る会計とする。

(事業計画及び予算)

第50条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第51条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日までに前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び修正)

第52条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または修正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第53条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、各事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第54条 本会の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(臨機の措置)

第55条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第56条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、且つ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この本会の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第57条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 正会員の欠亡

- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第58条 本会が解散(合併または破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、この法人と同様の目的をもって活動する団体のうち総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第59条 本会が合併しようとするときは、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決を経て且つ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第60条 本会の公告は、次の各号に掲げる事項に係るものは、官報に掲載して行う。

- (1) 解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告
- (2) 清算人が清算法人について破産手続開始の申立てを行った旨の公告

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本会のホームページにおいて行う。

第10章 雑 則

(細則)

第61条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1. この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2. 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 穂山精吾

理 事 大塚 勝

理 事 藤谷成企

理 事 谷垣千秋

監 事 出海俊一

3. 本会の設立当初の役員の任期は、本定款第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2004年10月に開催される通常総会の日までとする。
4. 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は本定款第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. 本会の設立当初の事業年度は、本定款第49条の規定に基づき、成立の日から2005年6月30日までとする。

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

この定款は、平成27年9月30日から施行する。

この定款は、平成29年3月21日から施行する。

この定款は、令和元年6月20日から施行する。

この定款は、令和5年2月24日から施行する。

この定款は、令和 年 月 日から施行する。